

登録申請の年度末集中の分散対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申請が増加する年度末繁忙期間に来庁される方を分散し、待ち時間の短縮を図るため、下記の取扱いを行うこととしましたのでお知らせします。

記

①②③の申請について条件に一致する場合には4月1日以降に登録手続きをした場合であっても、3月中に①②③の事由が発生したことを前提に自動車税種別割※の課税処理が行われます。

※令和2年4月1日を賦課期日とする自動車税種別割に限る

①永久抹消登録

※解体報告記録日が令和2年3月17日～31日のもので、解体報告記録日から15日以内に登録をした場合

②移転登録＋一時抹消登録

※譲渡年月日が令和2年3月17日～31日のもので、譲渡年月日から15日以内に登録をした場合

③移転登録＋輸出抹消仮登録

※譲渡年月日が令和2年3月17日～31日のもので、譲渡年月日から15日以内に登録をした場合

①～③に該当しない申請（一時抹消登録、変更登録＋一時抹消登録など）はこれまで通りの取扱いとなります。

事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和2年3月17日 のとき	令和2年4月1日 (水) までに登録
令和2年3月18日 のとき	令和2年4月2日 (木) までに登録
令和2年3月19日 のとき	令和2年4月3日 (金) までに登録
令和2年3月20日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月21日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月22日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月23日 のとき	令和2年4月7日 (火) までに登録
令和2年3月24日 のとき	令和2年4月8日 (水) までに登録
令和2年3月25日 のとき	令和2年4月9日 (木) までに登録
令和2年3月26日 のとき	令和2年4月10日 (金) までに登録
令和2年3月27日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月28日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月29日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月30日 のとき	令和2年4月14日 (火) までに登録
令和2年3月31日 のとき	令和2年4月15日 (水) までに登録

対象手続き及び必要書面

手続き	内容	自動車税 (種別割)との 関連	今般の都道府県 税事務所の 取り扱い	都道府県税事務所 での必要書面
永久抹消登録	解体		自動車リサイクルシステム HPの車両状況照会記録を 印刷したものに記載の解体 報告記録日または登録事 項等証明書の備考欄に記 載の解体報告記録がな された日で判断	①自動車リサイクルシステム HPの車両状況照会記録を 印刷したもの (又は②登録事項等証明書) ③自動車税(環境性能割・種 別割)申告書(報告書)
移転登録 + 一時抹消登録	所有者の変更 + 運行の用に供しな くなった	納税義務の消滅		①譲渡証明書の写し ②登録識別情報等 通知書 ③自動車税(環境性能割・種 別割)申告書(報告書)
移転登録 + 輸出抹消仮登録	所有者の変更 + 輸出予定となった		譲渡証明書に記載の譲渡 年月日により、4月1日時 点の所有者を判断	①譲渡証明書の写し ②輸出抹消仮登録 証明書 ③自動車税(環境性能割・種 別割)申告書(報告書)

令和2年3月17日

同時発表 国土交通省自動車局

自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策
～新型コロナウイルス感染拡大防止～

窓口の混雑緩和対策のため、国土交通省・総務省との協議の結果、「3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、15日以内に所定の手続きがなされたものであれば、当該手続き及び税申告が令和2年4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行っていただきたい」旨、総務省から地方自治体へ通知されましたので、当該取り扱いを踏まえ、3月中の来所を避けて頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対応を講じていく必要があります。

自動車の所有者に課される軽自動車税の賦課期日が4月1日であるため、廃車等の手続き（自動車検査証返納等）を3月末までに終了させるよう申請が年度末に集中し、不特定多数の申請者が全国の軽自動車検査協会の窓口を訪れる傾向がありますが、上記取り扱いを踏まえ、3月中の来所を避けて頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

連絡先

軽自動車検査協会 経営企画部 高瀬、松元

住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11

電話 03-6279-4007

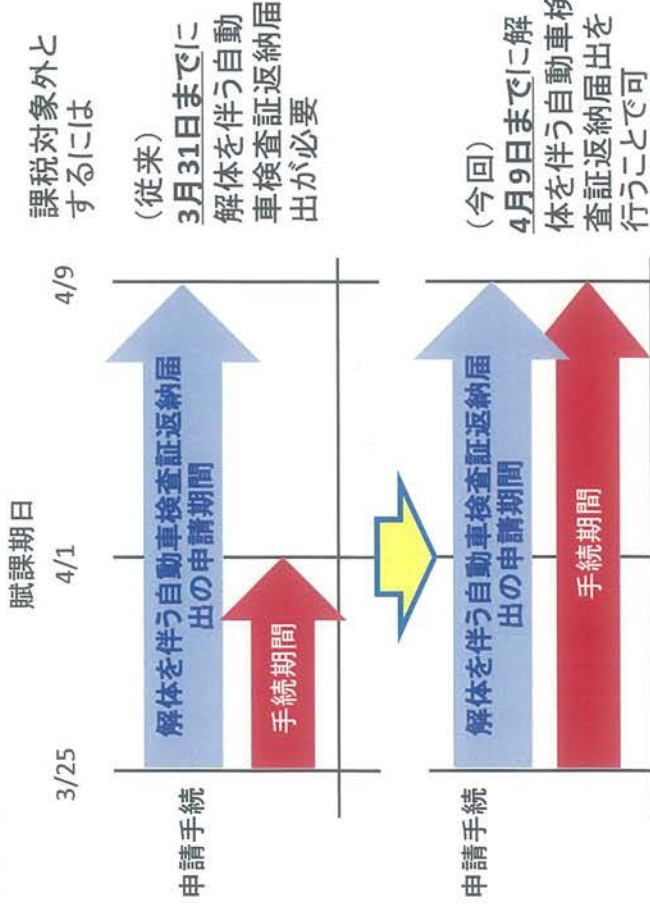
FAX 03-5324-6621

対象手続き

- ・解体を伴う自動車検査証返納届を行う場合
- ・所有者名義変更及び自動車検査証返納届出を同時に行う場合
- ・所有者名義変更及び輸出予定届出を同時に行う場合

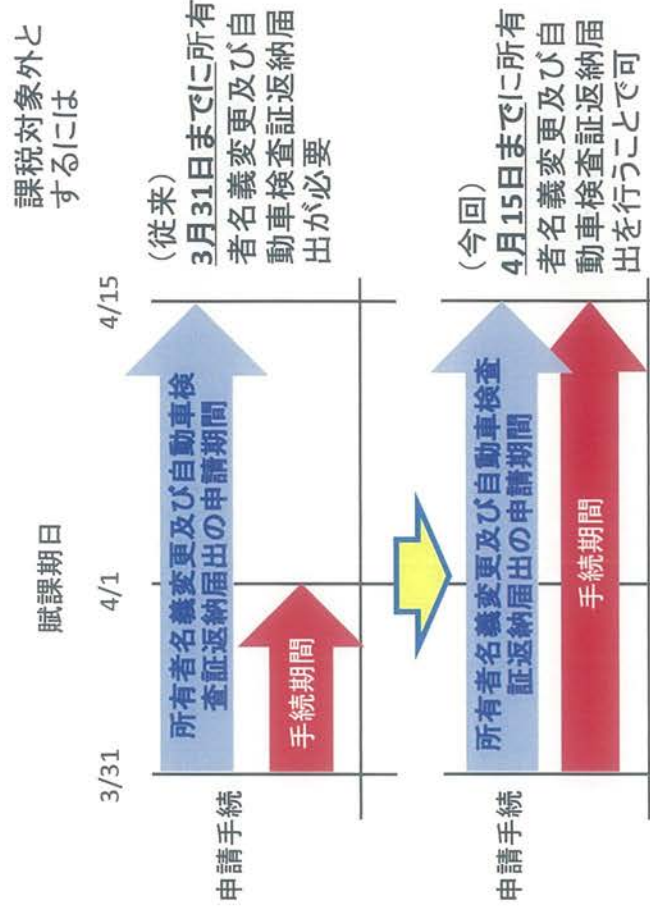
【例1】

3月25日に自動車を解体※した場合



【例2】

3月31日に所有者が変更され、そのまま使用停止する場合



対象手続き及び必要書面

手続き	内容	軽自動車税 (種別割)との 関連	今般の市区町村の 取り扱い	市区町村(又は申告委託先 団体)での必要書面
解体を伴う自動車 検査証返納届出	解体		自動車リサイクルシステム HPの車両状況照会記録 を印刷したものに記載の 解体報告記録日または登 録事項等証明書の備考欄 に記載の解体報告記録が なされた日で判断	①申立書 ②自動車リサイクルシステムHP の車両状況照会記録を印刷した もの (又は③検査記録事項等証明書) ④軽自動車税(種別割)申告書 (報告書)
所有者名義変更 + 自動車検査証返 納届出	所有者の変更 + 運行の用に供しな くなった	納税義務の消滅	申立書に記載の譲渡年月 日により、4月1日時点の 所有者を判断	①申立書 ②自動車検査証返納証明書 ③軽自動車税(種別割)申告書 (報告書)
所有者名義変更 + 輸出予定届出	所有者の変更 + 輸出予定となった			①申立書 ②輸出予定届出証明書 ③軽自動車税(種別割)申告書 (報告書)

令和 2年 4月 日

市区町村長 殿

申 立 書

申立人(譲受人)

住 所

新型コロナウイルス感染症の流行により、軽自動車の

解体を伴う自動車検査証返納届出
所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出
所有者名義変更を伴う輸出予定届出

の申請を行うことが困難であったため、下記のとおり申立をいたします。

記

1. 車 両 番 号： _____
 2. 申 請 年 月 日： 令和 2年 4月 日
※譲渡又は解体が行われた日から 15 日以内で令和 2年 4月 2日～令和 2年 4月 15 日までの申請に限る。
 3. 譲渡又は解体報告記録が行われた日： 令和 2年 3月 日
 4. 譲 渡 人： _____
- 住 所： _____